

徳島市農業委員会定例総会 議事録

1 とき	令和2年3月25日(水) 開会 午後 3時15分 閉会 午後 4時20分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理 金澤 敬治
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 能田 義弘 8番委員 西 一 9番委員 久米 裕純 10番委員 川人 泰博 11番委員 佐々木永薫 12番委員 森 政雄 13番委員 品山 昌美 14番委員 植田美恵子 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 朝田 三郎 19番委員 市岡 沙織</p>
5 欠席者	2番委員 橘 榮一
6 欠員	なし

7 議 事

議案

(1) 農地関係議案

付議案件

- 第1号議案 保留案件の審議について
- 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
- 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
- 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 第5号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について
- 第6号議案 非農地証明願の審議について
- 第7号議案 非農地通知の審議について
- 第8号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について
- 第9号議案 農用地利用集積計画の承認について

報告事項

(1) 農地関係報告事項

1. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
2. 農用地利用配分計画の認可の報告について
3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第18条第6項の処理について
6. 農地改良届について
7. 農地の転用制限の例外（法第5条）に係る事業計画書の受理について
8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

令和 2年 3月 徳島市農業委員会総会 議事録

(開会 午後3時15分)

議長 ただいまから令和2年3月徳島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の総会は、農業委員 19名のうち過半を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、2番・橋 榮一委員と19番・市岡 沙織委員です。
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、7番・能田 義弘委員、17番・鎌田 良昭委員にお願いします。
それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。
では、第1号議案、保留案件となっております、農地法第5条の規定による許可申請の審議をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、保留案件の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。

1番は、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。この案件は、2月の総会開催の時点では、添付資料である土地改良区意見書が未提出であり、保留となっておりましたが、後日提出されました。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、不動産業を主とする傍ら、太陽光発電施設の運営も行っており、今後耕作の見込みがない申請地を有効利用することを計画し、申請に至ったもので、発電設備の概要は、ソーラーパネル300枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,100万円、全額を自己資金とする証明書の提出が有り、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第1号議案は、以上1件で、田のみ1,257㎡です。転用目的の内訳は、その他施設用地 1,257㎡です。以上、御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第1号議案の保留案件の農地法第5条の規定による許可申請は、本案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については本案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明しま

す。議案書 2 ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後53aに至り、譲渡人は対象地においてスダチの栽培を行うとのことです。現在対象地は、一時転用許可を受け、令和2年12月31日まで仮園庭用地として使用していますが、期間終了後、令和3年1月31までに原状回復し、農地として使用する計画です。

2番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与により農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず139aに至り、譲渡人は対象地において青ネギの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後252aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリー等野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後81aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、療養その他生活資金のための売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後81aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での一括贈与で、農地5筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず50aに至り、譲受人は対象地において、水稻や野菜、果樹の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後79aに至り、譲受人は対象地において、大豆の栽培を行うとのことです。

第2号議案は、以上7件で、対象地は、田6、923㎡、畑2、236㎡、その他264㎡で計9、423㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありますか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書4ページを御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っており

ます。今月は2件あり、ともに追認案件となります。

1番は、申請人が店舗併用住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、申請人は、平成7年に売買により本件農地を取得し、取得当時からあった既存の建物を一部増改築し、農耕用品を販売する店舗併用住宅として現在まで利用していました。この度、徳島県が実施する河川改修の収用対象事業の対象地となったことから、既存の建物を取り壊し、東側に新たに店舗併用住宅を建築する計画です。県の収用証明書及び、土地改良区の意見書ならびに排水同意書の提出もあることから、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、既存住宅について農地法の手続きを取っていなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番は、申請人が貸テニスコート及び露天貸駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、本件農地にかかる経緯から申し上げますと、まず、昭和45年頃に申請人の父により借家を建設後、約50年が経過し、老朽化した借家を平成30年に取り壊し、跡地を今回の目的である貸テニスコート及び露天貸駐車場に転用しております。この転用行為後に、地目が農地のままであることがわかり、農振除外の手続きを経た後に本件申請に至っております。テニスコート部分については、申請人が所有する土地一体をテニススクール経営者に貸出しており、今回の申請地は、既存テニススクール敷地の隣に位置し、敷地の拡張となります。駐車場部分については、目的が2つあり、テニス利用者用と、自身が所有する貸アパートの入居者用に確保しており、アスファルトで舗装されております。テニススクール事業については、経営者は、事業開始から35年の実績があり、敷地内に拠点となる事業所を構えていることから、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、設置当初に農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

第3号議案は、以上2件で、転用面積は、田1, 218㎡。転用目的の内訳は、住宅用地362㎡、その他施設用地856㎡になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については、全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についての審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。まず、9番案件についてですが、以前許可を受けた現場の進捗状況が不十分であるため、今回の議案から削除し、保留とさせていただきます。

それでは、議案書5ページから御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1～3番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この3件は、譲受人が所有権を移転し、露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、土木建築業を営んでおり、最近では徳島市近隣での現場が増加傾向であるため、徳島市の南寄りでも有効利用できる土地を探していたところ、土地所有者達との話がまとまり、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の16日に多良良地区の委員さん3名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

4番は、譲受人が賃貸借権を設定し、園庭用地として一時転用の更新をするものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、今月の第2号議案に含まれる農地法第3条の申請に伴って、土地所有者が変わり、市教育委員会が整備した園庭を、譲受人が引き続き利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられません。

5番は、譲受人が所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電事業を営んでおり、今後の土地管理を検討していた土地所有者と話がまとまり、申請に至ったもので、発電設備の概要は、ソーラーパネル1,100枚、出力250kW規模のもので、事業費総額5,100万円、全額を自己資金とする証明書の提出が有り、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、太陽光発電施設で転用面積が1,500㎡を越えて大規模であるため、今月の17日に勝占地区の委員さん4名、事務局1名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

6～8番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この3件は、譲受人が所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、不動産業を営んでおり、現在の資材置場が手狭となっている土木建築業者に資材置場として貸し出すことを計画し、申請に至ったものです。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の17日に勝占地区の委員さん4名、事務局1名、転用者側1名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

10～17番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この8件は、譲受人が賃貸借権を設定し、工事用道路及び露天資材置場として一時転用の更新をするものです。立地基準については、公共投資の対象となっている甲種農地です。一般基準については、譲受人は、高速道路の新設及び改築を行っており、四国横断自動車道の建設において、工事用道路及び露天資材置場が必要となり、一時転用の許可を受けていましたが、工期延伸が必要となり、一時転用の更新申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、甲種農地であり、転用面積も大規模であるため、今月の13日に川内地区の委員さん5名、事務局2名、転用者側2名

により地区審査を実施しました。

18番は、譲受人が所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、不動産業を主とする傍ら、太陽光発電事業を営んでおり、申請地の耕作者が高齢となり、将来的に耕作放棄地となり得ること、発電事業に適した土地であることなどから、話がまとまり、申請に至ったもので、発電設備の概要は、ソーラーパネル800枚、出力200kW 規模のもので、事業費総額3,800万円、全額を自己資金とする証明書の提出が有り、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、太陽光発電施設で転用面積が1,500㎡を越えて大規模であるため、今月の13日に川内地区の委員さん5名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

19～20番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この2件は、譲受人が賃貸借権を設定し、露天駐車場として一時転用の更新をするものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、四国横断自動車道に係る橋梁工事を受注する共同企業体です。現場工事人の宿舎のための仮駐車場を建設し、一時転用の許可を受けていましたが、継続利用が必要となり、一時転用の更新申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の13日に川内地区の委員さん5名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

21番は、譲受人が所有権を移転し、露天駐車場及び園庭に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準については、譲受人は、保育園を運営しており、送迎時の駐車場が不足していること、現在の園庭が手狭になっていることから、駐車場と園庭を拡大することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の16日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

第4号議案は、以上21件で、保留が1件で田が19,991㎡、畑が13,154.33㎡、計33,145.33㎡です。

転用目的の内訳は、駐車場・資材置場13,176㎡、その他施設用地19,969.33㎡です。以上、御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、1～3番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の岸本委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

岸本委員 今月16日の午後2時半から1～3番案件の地区審査を実施したので、報告します。参加者は、私と、井川推進委員、石田推進委員、転用者側3名、事務局2名の8名です。申請対象の農地は、丈六コミュニティセンターから南へ約200mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定して、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。造成については、隣接道路から法面を設け、約70cm地上げを行う計画です。

排水については、雨水のみであり、地元土地改良区からの意見書及び同意書、水利組合からの埋め立てに関する同意書も提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、多家良地区の委員は、一致して問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして、5～8番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月17日の午前10時より、5～8番案件で地区審査を実施したので、報告します。参加者は、野口委員、大平推進委員、岸野推進委員と私の委員4名、転用者側ですが、5番案件は2名、6～8番案件は1名、事務局1名です。

5番案件は、県立工業技術センターから南へ約100mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して太陽光発電施設に転用しようとするものです。造成については、草刈り後、重機で転圧し、周囲にフェンスを設置する計画です。排水については、雨水のみであり、地元土地改良区から排水同意書が提出され、意見書については管轄外であったため、上申書が提出されています。

次に、6～8番案件ですが、県立工業技術センターから西へ約400mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。こちらの申請は、土地の所有者と譲受人との間で使用貸借権を設定して露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、周囲の進入路から中心部に向けて、法面を設けて盛土する計画です。排水については、地下浸透に加え、沈砂地を設けて全体の雨水を集めて排水する計画であり、地元土地改良区からの意見書及び同意書が提出されています。

結論として、今回の全ての申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、勝占地区の委員は、一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして、10～20案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 今月13日の午前9時半より10～20番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は植田委員さん、市岡委員さん、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員5名、事務局2名、転用者側は10～17番案件では2名、18～20番案件では各1名です。

まず10～17番案件ですが、場所は、徳島自動車道徳島インターチェンジから東へ約2.5kmに位置し、このあたりは、公共投資の対象となっている甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、工事用道路及び露天資材置場として、一時転用の更新をするものです。地区審査時も四国横断自動車道の建設中であり、一時転用を更新するための申請には、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書も提出されているようです。

次に、18番案件ですが、場所は、徳島自動車道徳島インターチェンジから北東へ約1.5kmに位置し、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して太陽光発電施設に転用しようとするものです。土地の造成については、敷地境界に境界壁が無い部分には、土羽を設け、

外周をフェンスで囲う計画です。排水については、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書も提出されているようです。

最後に、19～20番案件ですが、場所は、徳島自動車道徳島インターチェンジから北東へ約1 kmに位置し、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天駐車場として、一時転用の更新をするものです。こちらの申請も、公共工事に関連した現場工事人宿舍が、近隣に建設され、それに伴った駐車場として利用されてきたもので、一時転用を更新するための申請には、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書も提出されているようです。

今回の地区審査の対象となった、全ての申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、川内地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、21番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月16日の午前10時より、21番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は、私と野口推進委員、転用者側2名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、南井上小学校から南東へ約600mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天駐車場及び円庭に転用しようとするものです。排水については、雨水のみで、地元の水利組合との協議も整っているとのこと。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、南井上地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、9番案件を保留とし、4番案件と、18～21番案件を議案書のとおり許可すること、1～3番案件と、5～8番案件、10～17番案件を許可相当として議案書のとおり県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については9番案件を保留とし、4番案件と、18～21番案件を議案書のとおり許可すること、1～3番案件と、5～8番案件、10～17番案件を許可相当として議案書のとおり県に諮問することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第5号議案 農地転用の事業計画変更申請についての審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします

事務局 第5号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について御説明します。議案書7ページを御覧下さい。

1番は、令和元年9月2日付けで許可を受けていたものです。当初は、1,514㎡の露天資材置場として利用されていましたが、測量データをもとに現地で境界復元を行ったところ、隣接する1筆が市道部分に含まれず、許可済みである露天資材置場に含まれていることが判明しました。よって、この部分を所有権移転により、転用計画に追加し、1,520.03㎡に変更するため申請されたものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、以前の許可と同様である露天資材置場であり、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第5号議案は、以上1件で、田のみ 6.03㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場のみ 6.03㎡です。以上、御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第5号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第6号議案、非農地証明願の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第6号議案、非農地証明願の審議について御説明いたします。議案書9ページを御覧下さい。まず、本件証明願について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、徳島市宮井小学校から北東へ約800mに位置しており、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。対象地は、申請人によって昭和49～54年頃に倉庫を2棟建築し、現在は1棟を解体し、跡地を駐車場として利用しています。農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、昭和61年5月10日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第6号議案は以上、1件で、対象地は、田489㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第7号議案 非農地通知の審議についてを開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書10ページを御覧下さい。

1番の申請地は、徳島市飯谷公民館から南東に約1kmに位置しており、今月16日に、地元の委員2名と事務局2名で状況を確認しております。

土地所有者によりますと、労力不足と耕作不便、低生産地であることにより約32年前から耕作を放棄しており、現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺も山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいと思われま

す。2番の申請地は、徳島市渋野小学校から、北に約800mに位置しており、今月16日に、地元の委員3名と事務局2名で状況を確認しております。

土地所有者によりますと、これまで農地として耕作しておらず、親からも土地の経緯は聞いていないとのことであり、現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺も山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいと思われま

す。3番の申請地は、徳島市渋野小学校から、西に約900mに位置しており、今月16日に、地元の委員3名と事務局2名で状況を確認しております。土地所有者が2人おりますが、このうち片山和之は、2番案件と同一人物となり、それぞれの親が兄弟にあたり、従兄弟の関係になります。申請地の経緯・状況については2番案件と同じになり、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺も山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいと思われま

す。第7号議案は、以上3件で、対象地は田852㎡、畑891㎡で計1,743㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第7号議案の非農地通知の審議については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については、全案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の審議に移ります。

第8号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第8号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書11ページからを御覧下さい。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地の一部について、転用がされておりますが、そのほかの対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第8号議案は、以上4件で、税務署に報告しようとするものです。

対象地の面積は、田●●●㎡、畑●●●㎡、その他●●●㎡で、計●●●㎡となります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第8号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第8号議案については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第9号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、天羽 俊文委員、野口 俊廣委員、細川 勝義委員に御退席をお願いします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第9号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書13ページを御覧下さい。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。

今月は新規設定が16件、再設定が45件で合計61件となっており、そのうち、賃貸借権が45件、使用貸借権が16件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は1～6番が多家良地区・15筆・6件、7～14番が勝占地区・23筆・8件、15番が八万地区・10筆・1件、16番が上八万地区・1筆・1件、17番が入田地区・6筆・1件、18～20番が不動地区・13筆・3件、21～26番が応神地区・11筆・6件、27～36番が川内地区・19筆・10件、37～53番が国府地区・45筆・17件、54～58番が南井上地区・10筆・5件、59～61番が北井上地区・11筆・3件となっております。

利用権設定については、以上で、田103筆108,283.91㎡、畑61筆54,754㎡の合計164筆163,037.91㎡となります。

第9号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委

員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第9号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第9号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。

議案書 22 ページを御覧下さい。1番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

23 ページを御覧下さい。2番は、農用地利用配分計画の認可の報告についてです。1件報告しました。

24 ページを御覧下さい。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。3件受理しました。

25 ページを御覧下さい。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。5件受理しました。

4番の議案書の2番案件の届出について、受理後、転用計画の中止による取消届出の受理がありましたので合わせて報告させていただきます。

26 ページを御覧下さい。5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。5件受理しました。

27 ページを御覧下さい。6番は、農地改良届出についてです。2件受理しました。

28 ページを御覧下さい。7番は、農地の転用制限の例外に係る事業計画書の受理についてです。2件受理しました。

29 ページを御覧下さい。8番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和2年3月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後4時20分)